

- I. 課題設定型産業技術開発費助成事業の概要
- II. 交付申請に関する事務手続
- III. 事業内容の変更に関する事務手続
- IV. 経費処理について

V. 機械装置等費

- 1. 機械装置等費の細目 P. 40
- 2. 自社部門で工事等を行う場合 P. 43

- VI. 労務費
- VII. その他経費
- VIII. 委託費・共同研究費
- IX. 検査
- X. 助成金の支払
- X I. 研究成果の発信
- X II. 助成事業終了後の手続等
- X III. 記載例・参考例
- X IV. 交付規程
- X V. 様式

1. 機械装置等費の細目

(1) 機械装置等費の細目

< 基本的な考え方 >

<p>1. 土木・建築工事費</p> <ul style="list-style-type: none">① プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事費② 付帯する電気工事等を行うのに要した労務費、材料費、旅費、消耗品費、光熱水費、仮設備費及びその他の経費③ 上記①、②の外注費
<p>2. 機械装置等製作・購入費</p> <ul style="list-style-type: none">① 研究の遂行に必要な機器・設備類の購入費、関連する営繕工事費及び試運転、据付に要した費用② 研究の遂行に必要な機器・設備類の設計、製造、加工等に要した費用及び加工等に必要な機器類の借上に要した費用③ 機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能をするソフトウェアの設計・製造に要した費用④ 上記①～③の外注費
<p>3. 保守・改造修理費</p> <ul style="list-style-type: none">① 保守費 当該研究開発に使用するために、助成費用で購入した装置、及び過去にNEDO委託事業費で購入し、当該助成事業に使用するため貸与されている装置(以下、NEDO委託費で購入した装置等)の保守(法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスにより、機能の維持管理等を行うこと)を必要とした場合における労務費、旅費、消耗品費及びその他の必要な経費② 改造修理費 当該研究開発に使用するために、装置等の改造(主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出)、修理(主として、原状を回復する場合)を必要とした場合における労務費、旅費、消耗品費及びその他の必要な経費③ 上記①、②の外注費

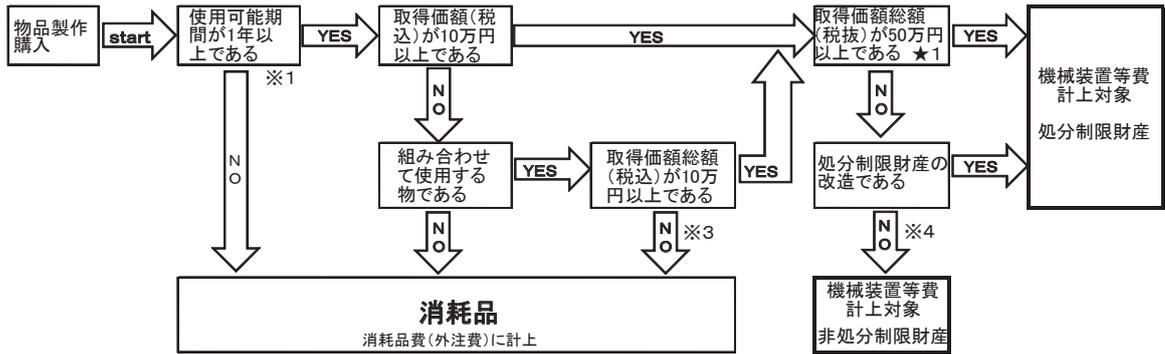
(2) 機械装置等に係る外注については、必要性及び金額の妥当性を明確にしてください(検査時に仕様が明確かどうかを確認します)。助成事業の本質的な部分(研究開発要素のある業務)を外注することはできませんので、外注する内容については十分検討してください。

(3) 地方自治体の承認が必要な建築工事は、必ず承認を受けてください。

(4) 械装置等製作・購入費の留意点

- ① 機械装置等の製作・購入については、取得価額が10万円以上(消費税込)、かつ使用可能期間(法定耐用年数)が1年以上のものは「機械装置等製作・購入費」に、それ以外(取得価額が10万円未満、又は使用可能期間が1年未満のもの)は「Ⅲ. その他経費1. 消耗品費」に計上します。資産と消耗品等との区分は以下のチャートを参考にしてください。

研究開発資産イエス・ノーチャート



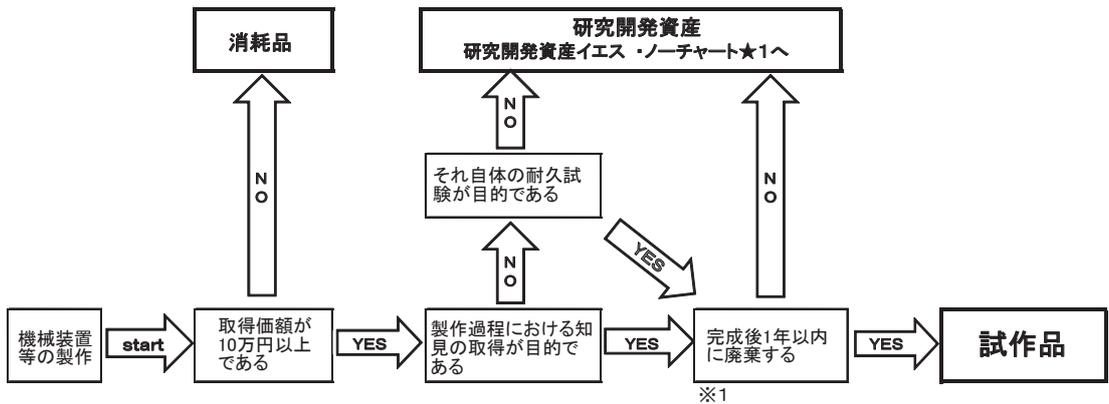
※2

- ※1: 使用可能期間とは、使用に耐える期間で、原則、法定耐用年数をいいます。NEDO事業において使用する期間ではありません。
 ※2: 使用可能期間(耐用年数)が1年未満、又は取得価額が10万円未満のものは、原則消耗品となりますので、経費は取得方法に応じて、消耗品費、又は外注費に計上してください。
 ※3: 個々の取得価額は10万円未満でも、組み合わせて使用するもので、総額が10万円以上になるものは一式として機械装置等費計上対象となります。
 ※4: 改造とは、機械装置等に付加価値(機能の向上、耐久性のアップ等)を付けるものをいいます。現状機能の維持をおこなうものは、保守、修理となります。

ただし、完成後1年以内に廃棄する場合は試作品として取り扱うことも可能です。(消耗品費または機械装置等費に計上してください。)

試作品としての判断は以下のチャートを参考にしてください。

試作品イエス・ノーチャート



- ※1: 実際に稼働してなくても、展示品として展示している場合は、使用にあたり、資産となります。また、1年以上倉庫等に休眠状態で保管されている場合も、資産となります。

②ソフトウェアは、上記①にかかわらず、その用途により、計上する費目が異なりますので、注意してください。

用途	計上費目
ア. 機器・設備類と一体となって機能するもの	I. 機械装置等費 2. 機械装置等製作・購入費
イ. 単独で動作するもので、自社で製作したもの及び購入したもの。	III. その他経費 1. 消耗品費
ウ. 単独で動作するもので、外注したもの	III. その他経費 3. 外注費
エ. ライセンス期間が定められているもの	III. その他経費 4. 諸経費 (4) 借料

③以下の条件のすべてを満たす場合は、ファイナンス・リース契約による機械装置等の調達が可能です。

その場合の助成対象経費額は、助成事業期間内に支払われるリース料額とし、計上費目は機械装置等製作・購入費としてください。

なお、ファイナンス・リース契約の途中打ち切りによる損害金等については、原則、経費対象外(自社負担)とします。

経費計上条件

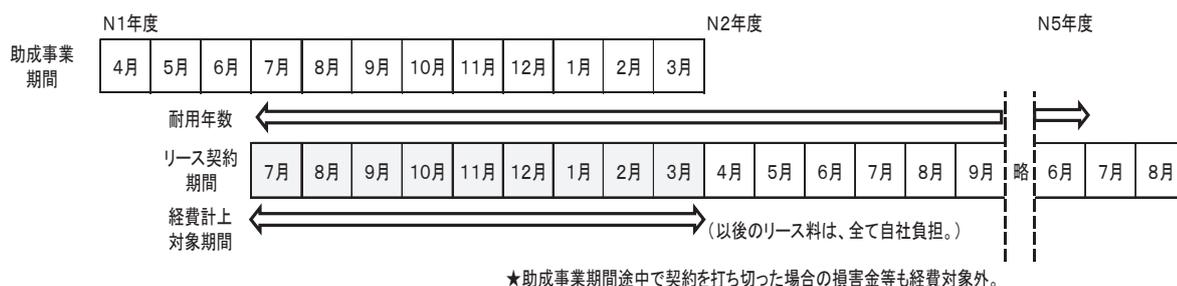
ア. 助成事業期間中のリース料に係るNEDO助成金額が購入の場合の助成金額より経済的であること。

イ. 当該ファイナンス・リース契約期間が、対象機械装置等の法定耐用年数以上であること。

ウ. 対象機械装置等の調達が、当該助成事業に係る助成金交付決定日以降の新規調達であること。

※既存の機械装置等のリースバックは認められません。

上記条件ア、イは以下の図のような例です。



(5) 保守・改造修理費の留意点

<保守>

NEDO助成金で購入した装置等に限り、自社装置は対象外です。

<改造>

NEDO助成金で購入した装置等以外の改造において、改造部分(ユニット)の取り外し等が可能で、改造部分が明確にNEDO助成金で購入した装置等以外の装置と区別できる場合費用計上が認められます。

<修理>

当該研究開発においてNEDO助成金で購入した装置等以外の必要となる装置に係る修理費についても、以下の2つの条件を満たす場合は、費用計上が認められます。

- ア. 経済性を考慮したうえで、修理を行うことが合理的であると判断できること(事業者が付保している保険で修理可能な場合は除く)
- イ. 修理後も当該事業に使用する必要があること

機能追加は修理ではなく改造と判断される場合があります。

2. 自社部門で工事等を行う場合

助成先等の自社の工事・営繕・設計部門等において、土木・建築工事、製作設計・加工、保守改造修理を行う場合は、以下の算式により経費を算定してください。

(土木・建築工事費) (製作設計・加工費) (保守・改造修理費)	} = (当該業務に要した時間) × (当該部門の部門単価)
--	--------------------------------

注) 工事等を研究員が行う場合、作業内容により労務費の計上方法が異なりますのでご注意ください。

- ・交付申請書に記載されている「設計・加工等の研究開発」を行う場合
労務費単価を使用して、「Ⅱ. 労務費 1. 研究員費」として計上します。
- ・「研究開発要素のない設計・加工等」の作業を行う場合
部門単価の算出に用いる労務費を使用して部門単価の一部として計上します。

- (1) 当該事業の従事者は、従事日誌を作成してください。ただし、自社の原価計算で使用する工数を管理するシステムで、従事者個別に当該業務分が他の業務と区分されているものがある場合は、それを従事日誌の代わりとできますので、事前にNEDO担当部に相談してください。
- (2) 部門単価は年度ごとに当該年度最新の確定決算により算出した単価を使用し、当該年度中適用します。
ただし、当該年度の原価計算に適用する部門単価が決定されている場合は、その単価を使用することもできます。
- (3) 部門単価の計算方法が設定されていない場合は、「部門単価計算書」(P. 132)を参考にして、当該年度最新の確定決算により、部門単価を算出してください。

※処分制限取得財産等の目的外使用について(特例)

NEDOでは、処分制限取得財産等を補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で、一時的に(当該年度を超えない範囲で)行う転用又は貸付けを行う場合、経済産業省通達「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に準じた取扱いを行います。

「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(経済産業省)

http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html